

<紙おむつ給付金の計算方法について>

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各期間を単位として、各期間それぞれ15,000円を上限として支給することになりました。(各期間の支給対象となる月数が3カ月に満たない場合は、1カ月につき5,000円が上限となります。)

※例4の場合にご注意ください。

	購入履歴	入院等期間	対象月・支給上限	4月 支給額	5月 支給額	6月 支給額	4～6月 支給額
例1	4月1日に12,000円分 購入	なし	4,5,6月 4～6月15,000円上限	購入:12,000円	購入: 0円	購入: 0円	購入:12,000円 支給:12,000円
例2	4月1日に3,000円 5月1日に10,000円分 購入	5月5日に入院。 7月1日時点で 入院継続中。	4,5月 4～5月10,000円上限	購入: 3,000円	購入:10,000円	購入: 0円	購入:13,000円 支給:10,000円
例3	4月1日に3,000円 5月1日に3,000円 6月9日 退院後に 10,000円分購入	5月5日から 6月9日まで 入院。	4,5,6月 4～6月15,000円上限	購入: 3,000円	購入:10,000円	購入:10,000円	購入:16,000円 支給:15,000円
例4	4月1日に13,000円分 購入	4月5日に入院。 7月1日時点で 入院継続中。	4月 4月5,000円上限	購入:13,000円	購入: 0円	購入: 0円	購入:13,000円 支給: 5,000円
例5	6月30日に12,000円分 購入	毎月2週間程度、 短期入所を 利用。	4,5,6月 4～6月15,000円上限	購入: 0円	購入: 0円	購入:12,000円	購入:12,000円 支給:12,000円

※入院中、介護保険施設入所中、他市町村に転出後、死亡後、生活保護受給中、課税世帯になった期間、介護保険要介護認定の区分変更により要支援1～要介護2になった期間等の領収書は、支給の対象となりません。

(月30日以上の短期入所利用は、入所の扱いになります。)

※長期入院となり、退院する予定がない場合はご連絡ください。廃止扱いとなります。その後、自宅退院した場合は、再度申請可能です。